

入門編



消費生活用製品安全法改正の最新情報

<第一部> 経済産業省 産業保安・安全グループ製品安全課 川目様

・令和7年12月25日に「消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律」とそれに係る政省令等が施行されます。特に「乳幼児用玩具」（3歳未満向け玩具）及び「乳幼児用ベッド」（現行の特別特定製品）を子供用特定製品に指定する政令及び関連する省令を中心に、改正の背景や技術基準等を解説します。

・本セミナーを通じて、今年12月25日の施行までに、事業者の皆様が抑えるべきポイントを広く知っていただくことを目的とします。

<第二部> ボーケン 品質支援事業本部 大口

・事業者様向けに弊社が提供する対応支援サービスについて技術基準の概要を交えて紹介いたします。

開催日 2025年8月6日（水）

時間 14:00～15:30（受付・接続開始13:30）

方法 ハイブリット開催（会場とオンライン）

会場 ボーケン東京本部ビル 5Fセミナールーム
（東京都江東区毛利1-12-1）

オンライン 「Zoomウェビナー」を使用



スケジュール

13:30～	入室（接続）開始
14:00～14:10	ご挨拶及びオンラインセミナーの要領や注意点説明
14:10～14:55	第一部 「消費生活用製品安全法の改正について ～子供用特定製品に指定による乳幼児用玩具と乳幼児用ベッドの規制～」
14:55～15:10	第二部 「ボーケンの対応支援サービス紹介」
15:10～	質疑応答・アンケート ※ウェビナーでは退室後、アンケート画面が表示されますのでご回答にご協力ください。

受講料 無料

定員 会場・オンライン共に 50名

※定員になり次第、締め切り

お申し込み

右記の二次元バーコード若しくはURLよりお申し込み専用フォームへアクセスして頂きお手続き下さい。



【東京会場】
←こちらを
クリック



【オンライン】
←こちらを
クリック

申込締切 2025年8月1日（金）

【オンライン参加の方へ】

- ・参加申込みをされた方にウェビナー用の招待メールを8月4日に送信します。招待メール内にあるURLをクリックして頂き、必要事項（氏名、会社名、メールアドレスなど）を事前登録し、その後ご参加下さい。
- ・ウェビナーURLの転送、同一アカウントでの複数名の聴講はお断りさせていただいております。
- ・参加にあたり、Web用カメラは必要ありません。周囲への音漏れが気になる場合はイヤホン等で聴講してください。

【会場参加の方へ】

- ・レジュメにつきましては、8月4日にメールにて配布いたします。※当日、会場での配布はございません。
- ・館内にWi-Fi環境はございません。予めご了承ください。

【注意事項】

- ・セミナーの録音・録画、セミナー中のスライド画面等の撮影は固く禁止いたします。

上記の内容についてご不明な点等ございましたら、こちらまでお問い合わせさせていただきますよう、お願い申し上げます。

一般財団法人 ボーケン品質評価機構

<https://www.boken.or.jp>

TEL. 03-6863-8730 / FAX. 03-6863-8731

講師：<第一部> 経済産業省 産業保安・安全グループ
製品安全課 川目様

<第二部> ボーケン 大口 事務局：江原